

社会保障審議会障害者部会における意見要旨

平成 18 年 2 月 9 日

財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 小 板 孫 次

○就労継続事業（非雇用型）の指定基準

- ・平均賃金が工賃控除程度（3,000 円？）の水準を上回ることを要件とすることについて

利用実績払い（日額払い方式）に伴い、利用者により利用日数が異なる状況となり、利用者数そのものが増加することが想定されるなかで、単純に工賃総額を利用者数で除した場合、3,000 円を確保することは困難と考えられる。よって、工賃総額を平均実利用人員で除す必要がある。

○施設入所支援における利用者の入院又は外泊に対する報酬上の取扱い

- ・利用者の日常生活の場の確保の観点から一定期間居室が確保されるよう、報酬上評価することについて

住まいの場として相応しい安定的かつ質の高いサービスが提供できるよう、報酬が確保される必要がある。また、直接的サービスのみではなく間接的サービスに対しても配慮すべきである。（特に、サービス管理責任者の業務が評価に含まれないことは論理的に矛盾がある。これは、通所関係事業やケアホーム・グループホームにおいても同様である。）

○グループホーム・ケアホームにおける小規模事業者に対する経過措置

- ・小規模な事業者でも最小限の夜勤と世話人を確保できるよう経過的な加算を行うことについて

サービス管理責任者の確保においても、小規模事業者に対しては配慮措置を講ずる必要がある。

○障害児施設の取扱いについて

- ・利用契約制度の導入について

特に入所施設において、利用契約になじまない措置制度の対象となる児童が多く想定されることから、その対象範囲や手続き等十分な検討が必要である。

- ・利用者負担の見直しについて

今回の見直しに伴い、保護者の負担が激増する恐れがある。十分な配慮措置を講ずる必要がある。

- ・利用実績払い（日額払い）に伴う入院又は外泊に係る給付費の取扱いについて

安定的かつ質の高い障害児福祉サービスが提供できるよう給付費が確保される必要がある。特に、同サービスにおいて家族支援や学校等との連携・調整などの間接的なサービスが重要であり、これらに充分配慮する必要がある。